

公益社団法人豊島法人会 経営研究会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、公益社団法人豊島法人会経営研究会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、豊島区池袋 2-32-4 豊島法人会館、公益社団法人豊島法人会事務局内に置く。

(組織及び資格)

第 3 条 本会は、公益社団法人豊島法人会（以下「法人会」という。）定款第 36 条に規定する部会として組織するものであって、法人会の会員のうち、本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(目 的)

第 4 条 本会は、経営に必要な研究並びに法規則等について研究を行うと共に、会員相互の連絡、親睦を図り企業の発展を目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営についての研修会、講習会
- (2) 会員相互の啓発と親睦を図るための事業
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第 6 条 本会は、次の役員を置く。

代 表	1 名
副 代 表	若干名
役 員	若干名
会 計	2 名
会計監査	1 名

(役員の選任)

第 7 条 前条の役員は、本会役員会において会員の中から候補者を選出し、年次報告会の報告をもって選任される。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

代表は、1 期 2 年とし、2 期を限度とする。

やむを得ない事情により役員に欠員が生じた場合は、役員会において選任し決定する。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号に該当する場合には、役員会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は、本会の目的に反する行為があつたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に役員会で弁明の機会を与えなければならない。

(会議の種類)

第 10 条 会議は役員会とし、代表がこれを招集し、議長となる。

代表に支障あるときは、副代表が議長を代行する。

(会議の議決)

第 11 条 役員会は、出席者の多数決により決定する。

可否同数の場合は、議長の決定するところとする。

(事業年度)

第 12 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 13 条 本会の経費は、法人会の部会事業費と会員の部会負担金及び臨時負担金をもってこれに充てる。（部会負担金は 5,000 円）

(収支予算、決算等)

第 14 条 本会の収入、支出に関する予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに法人会に報告し、法人会理事会の承認を得なければならぬ。

附 則

- 1 入会手続き、入会は所定の入会申込書に必要事項を記入して、公益社団法人豊島法人会経営研究会宛に提出する。
- 2 この規約は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。